

平成25年度坂井市教育委員会会議録（概要）

日 時：平成25年5月27日(月) 午後1時30分より3時10分まで
場 所：坂井市役所 第2別館 大会議室

【会議日程】

- 1 委員長あいさつ
- 2 教育委員会会議録(概要)の承認について
- 3 教育長報告
- 4 議 案
 - 議案第8号 坂井市奨学育英資金貸付の承認について
 - 議案第9号 坂井市学校事務共同実施組織責任者の指定について
 - 議案第10号 児童生徒の健全育成のための「福井県学校・警察連携制度」に関する協定の同意について
- 5 協議事項
 - (1) 坂井市学校体育施設の開放に関する条例の一部改正について
- 6 報告事項
 - (1) 平成25年度坂井市一般会計補正予算（第1号）にかかる事業概要について
- 7 その 他
 - (1) 行事予定(6月分)について
 - (2) その他

【出席者】

教育委員	青柳裕委員長、喜多正之職務代理者、小島義昭委員 三宅小百合委員、川元利夫教育長
教育部	杉田教育部長、前川事務局次長、甲斐教育審議監
教育施設整備課	藤野課長
学校教育課	土居課長
生涯学習スポーツ課	武曾課長
国体準備室	高澤室長
文化課	川上課長
図書館	高野館長
事務局書記	庄納参事、島田課長補佐

【会議の成立】

教育部長 ただいま、委員数5名、出席委員数5名であるので、地方教育行政委員会の組織運営に関する法律第13条第2項の規定により定足数に達するので、会議の成立を宣言する。

委員長 (あいさつ)

【会議録の承認】

委員長 4月27日に開催した定例教育委員会および5月13日に開催した臨時委員会について、事務局の説明を求める。

事務局次長 (会議録概要説明)

委員長 質問等はないか。ないようであれば、会議録について承認する。
各委員は委員会終了後、会議録への署名を願いたい。

【教育長の報告】

教育長

- ・ 5/16 から前期の学校訪問が始まっている。児童生徒や先生方の様子をご覧になり、ご指導ご助言をお願いしたい。
- ・ 5月に開催の運動会が始まった。地区の運動会とあわせての開催や耐震工事の影響での開催があるが、気候を考慮して5月開催に移行するというところもあるようである。
- ・ 文化協会や体育協会等、いろいろ活動しているので、委員さん方も見ていただければと思う。
- ・ 6/2 に古城マラソンがあり、3,800名の参加がある。

委員長 これらについて質問等はあるか。

委員長 ないようなので、議案の審議に入る。

【議案第8号 坂井市奨学育英資金貸付の承認について】

委員長 これについて事務局の説明を求める。

事務局次長 (議案内容の説明)

新規の申請は2件である。平成25年度から三年間、あわせて120万円の貸付である。

委員長 これについて何かご質問等はあるか。

- 委員長 二人とも母子家庭なのか。
- 事務局次長 家庭事情は、そうである。
- 小島委員 今までの利用者は何名か。
- 事務局次長 平成24年度から継続で借りている人が7名おり、この2人を加えると、合計9名に貸し付けしている。
- 委員長 返済で延滞している人はいるのか。
- 事務局次長 平成24年度末では完納しており、延滞者はいない。
- 委員長 ほかに、ご意見がなければ、「議案第8号 坂井市奨学育英資金貸付の承認について」は、原案のとおり承認してよろしいか。
- (異議なし)
- 委員長 「議案第8号坂井市奨学育英資金貸付の承認について」は、原案のとおり承認する。
- 【議案第9号 坂井市学校事務共同実施組織責任者の指定について】
- 委員長 これについて事務局の説明を求める。
- 事務局次長 (議案内容の説明)
各地域グループの平成25年度の責任者である。昨年度に引き続き、責任者をお願いするものである。
- 委員長 これについて何かご質問、ご意見等はあるか。
- 喜多委員長 この組織を作つてからの評価はどうか。
- 事務局次長 昨年度1年間実施して学校経営、事務効率化等に前向きに取り組むという姿勢が芽生えてきている。職員同士の協力体制も加わり新採用の事務職員への指導もスムーズに行える。事務を集約することにより、徐々に教頭先生が行う事務を支援できる体制になる。学校ごとに違っていた様式、文書管理の方法等を統一することで、事務の効率化が図られている。
- 小島委員 責任者の負担具合はどうか。

事務局次長 勤務校だけでなく、地区内の他の学校の事務も行うので、責任は重くなっている。しかし、協力して行うので勉強になることもある。

小窓委員 前年度も責任者だった人なのか。

事務局次長 全員そうである。

教育長 意識が高く、月2回の開催の中、リーダーとしてよくやっている。
事務職員は学校組織の中では一人しかいないので、地区毎のグループで新採用職員への指導や仕事上の悩みの解決等もでき、いい組織となっている。

委員長 坂井市の統一した事務取扱マニュアルを作っているのか。

教育長 それを作っている。

委員長 コンピュータを使って事務を行うので、サーバーを介して全学校同じソフトを使うというシステムはないのか。

事務局次長 すでにネットワーク化されている。

庄納参事 以前は一つの学校の中で事務を行っていたが、グループでの話し合い、教育委員会との連絡調整を行ってきて、自分たちのやってきたことが形として残ることにやりがいを感じているようである。結果は、2年、3年後に大きなものとなりあらわれると思う。

委員長 ほかに、ご意見等がなければ、「議案第9号 坂井市学校事務共同実施組織責任者の指定について」は、原案のとおり承認してよろしいか。

(異議なし)

委員長 「議案第9号 坂井市学校事務共同実施組織責任者の指定について」は、原案のとおり承認する。

【議案第10号 児童生徒の健全育成のための「福井県学校・警察連携制度」に関する協定の同意について】

委員長 これについて事務局の説明を求める。

学校教育課長 (議案内容の説明)

この協定は、3月21日に県教育委員会と県警察本部で締結され、5月1日から施行している。協定書に市町教育委員会等が連携機関として謳われているので、県教委から参加の同意を求められている。この協定の目的は、児童生徒の健全育成のために学校、警察、家庭が情報を共有することである。個人情報保護法の対応が問題になってくるが市個人情報保護審査会に諮問を行い答申を得ている。運用にあたっては、各学校、坂井市を所管する坂井署、坂井西署と協議を行って8月頃からの予定である。ガイドラインでは、やり取りについては対面、電話のみとなっており、ファックス、パソコンのメールでは行わないこととなっている。

委員長 これについて何かご質問等はあるか。

委員長 協定は県教委と県警で締結し、市町は同意書を出すということか。

学校教育課長 そうである。

教育長 同意することで、所轄以外の警察署とも連携するということになるか。

学校教育課長 県下の全ての警察署が対象になる。現在、同意書を提出しているのはあわら市、小浜市、勝山市、池田町である。

小島委員 同意書を提出すると、事件が起これば市町教育委員会、学校へ警察から連絡が入るということか。

教育部長 非行等についての警察と学校とのやり取りの連携であり、事件が起きたら法に則って処理がすすむ。事件が起こる前の段階での情報の共有に関しての連携である。

教育審議監 犯罪者になる前段階での連携であり、未然に防ぐことを目的としている。今まででは、補導されると情報が全く入ってこなかった。事前に情報が入ると学校で指導ができる。

小島委員 警察が情報を持っていても学校に連絡がなかつたが、この協定により事件になる前に情報をもらえて、児童生徒への指導ができるということか。

教育部長 そうである。警察から情報を求められることもある。その時、どこまで個人情報を出すのかが課題でもある。

教育長 個人情報保護の縛りもあるが、情報を共有して指導できることはいい

ことである。

委員長 ほかに、ご意見等がなければ、「議案第 10 号 児童生徒の健全育成のための「福井県学校・警察連携制度」に関する協定の同意について」は、原案のとおり承認してよろしいか。

(異議なし)

委員長 「議案第 10 号 児童生徒の健全育成のための「福井県学校・警察連携制度」に関する協定の同意について」は、原案のとおり承認する。

来月の定例教育委員会は、6月28日（金）午前9時30分からに決定。

【平成25年5月 坂井市定例教育委員会 審議結果】

平成25年5月27日（1日間）に開催された、定例教育委員会審議の結果を報告する。

議案番号	件 名	議決年月日	審議結果
議案第 8 号	坂井市奨学育英資金貸付の承認について	H25.5.27	原案承認
議案第 9 号	坂井市学校事務共同実施組織責任者の指定について	H25.5.27	原案承認
議案第 10 号	児童生徒の健全育成のための「福井県学校・警察連携制度」に関する協定の同意について	H25.5.27	原案承認

上記のとおり会議の顛末を記し、これを証するために署名する。

平成25年6月28日

教育委員長

青柳 祐

職務代理者

喜多 正之

委 員

小鳥 義昭

委 員

三宅 小百合
川元 利夫

教 育 長

會議錄調製職員

庄納 俊明

島田 順子